

北海道の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内1例目）
の野鳥監視重点区域の解除について

<北海道同時発表>

令和2年11月24日（火）

北海道紋別市の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例を受け、令和2年10月30日（金）に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視の強化をしてきたところですが、その後、当該区域内で野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、11月23日（月）24時に当該区域を解除しました。

1. 経緯

- 10月24日（土） ・北海道紋別市で野鳥の糞便を採取
- 10月30日（金） ・北海道大学が検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）を検出
・採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 10月31日（土） ・北海道が野鳥緊急調査を実施
～11月2日（月）
- 11月23日（月） ・異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除※
24時

- ※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として30日目の24時に解除することとしています
- －野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
 - －家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
 - －環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

2. 対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、引き続き最高レベルとなる「対応レベル3」とし、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【添付資料】

（別紙）今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査等の状況

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
直通 03-5521-8285
代表 03-3581-3351
室長 川越 久史（内線 6470）
企画官 立田 理一郎（内線 6465）
係長 小西 美代（内線 6477）
担当 近藤 千尋（内線 6676）

今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等
(令和2年11月24日15:00現在)

番号	都道府県	市町村	試料	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	野鳥監視重点区域指定状況
1	北海道	紋別市	野鳥糞便	10/24	—	—	10/30 (陽性) H5N8 亜型	指定 10/30 解除 11/23 24時
2	鹿児島県	出水市	環境試料 (水)	11/9	—	—	11/13 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
3	鹿児島県	出水市	野鳥糞便	11/5	—	11/10 (陽性)	11/17 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/17
4	鹿児島県	出水市	死亡野鳥 (オナガガモ)	11/15	陰性	11/17 (陽性)	11/21 (陰性) H2N9 亜型 ※高病原性ではない	指定 11/17 解除 11/21
5	鹿児島県	出水市	死亡野鳥 (スズガモ)	11/16	陰性	11/17 (陽性)	11/21 (陰性)	指定 11/17 解除 11/21
6	鹿児島県	出水市	環境試料 (水)	11/16	—	—	11/20 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13

※今回の案件は太枠内となります。

※今回更新した箇所は赤字となります。

※高病原性鳥インフルエンザウイルス陰性の案件については、番号の箇所を灰色に色づけしています。